

産業見本市会館サンフェスタ
COVID-19 感染拡大防止ガイドライン

2020年7月21日策定

2020年9月1日改訂



協同組合仙台卸商センター
産業見本市会館 サンフェスタ

産業見本市会館サンフェスタ

利用に際しての新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン

本ガイドラインは、国・県のイベント開催制限の段階的緩和を踏まえ、当施設利用に際してのガイドラインを策定したものです。

感染防止対策は、主催者を含め参加者の皆様の安全・安心を確保するためのものであり、その必要性をご理解いただき、徹底に努めていただくようお願いします。

なお、本ガイドラインは、今後も最新状況、業界のガイドラインを反映しながら改訂いたします。

1 本ガイドラインについて

(1) 適用開始時期：令和2年9月1日（火）

(2) 対象：産業見本市会館サンフェスタで開催されるすべての催事

(3) 基本的な条件

① 収容人数を超えないこと（段階的緩和の人数制限と収容率）

収容人数＝主催者側＋来場者、収容人数＝同時利用人数

②人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること

③手洗い、手指消毒等の徹底

④咳エチケット、マスクの着用の徹底

⑤施設の換気と消毒

⑥発熱者・体調不良者の入場制限

⑦感染拡大防止を目的に参加者全員の連絡先の把握

⑧感染の疑いのある対象者が発見された場合の緊急連絡体制

(4) 留意事項

①催事開催に際して感染症対策が整わない場合は、中止又は延期を要請することがあります。

②国・自治体から催事開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても催事開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。また、それによって生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

2 各施設の収容人数等

貸出施設の収容人数の基準は下記の表のとおりです。

尚、使用内容により収容人数は変動いたします。

展示場名	面積	利用可能人数	展示場名	面積	利用可能人数
100	1,950㎡	870名	303	77㎡	30名
101	1,200㎡	540名	304	77㎡	30名
102	750㎡	330名	400	630㎡	280名
300	624㎡	280名	401	212㎡	90名
301	325㎡	140名	402	299㎡	130名
302	110㎡	50名	403	73㎡	30名

3 産業見本市会館が実施する感染予防対策

①主催者の感染予防対策における会場対応となる項目に協力する。

②収容人数を徹底する。

収容人数（最大同時入場者数）を超えないよう主催者へ入退者の人数の管理の徹底を要請する。

③施設入り口及び共用スペースにおけるアルコール消毒液の設置を行う。

④マスクの着用および咳エチケット、手洗い、手指消毒の励行を呼びかける。

⑤ソーシャルディスタンス（推奨：2m最低1m）を確保するためトイレ等の共有部分については、待機用のフロアマーカ等を設置する。

⑥定期的に換気を行う。

- ・自動ドアを原則常時開放する。
- ・空調により換気できる場所については常時運転する。

⑦トイレや共用スペースの衛生環境を維持する。

- ・共用スペース（ベンチ、自動販売機のボタン部分、ロッカー、パンフレットラック、ドアノブ、電気スイッチ等）の手の触れる部分の定期的消毒・清掃を実施する。
- ・トイレの定期的な清拭消毒・清掃を実施する。
- ・トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーの使用を停止する。
- ・ペーパータオルを設置する。

- ・便座クリーナーを設置する。
 - ・洗面台にアルコール消毒液を設置する。
 - ・ゴミの定期的回収を行う。
 - ・共用スペースでの食事を禁止する。
- ⑧貸出備品（テーブル・椅子等）は利用後に清拭消毒・清掃を行う。
- ⑨みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録と来場者の利用を促す。
（感染者との接触通知アプリ等による来場者への連絡手段確保を促す）
- ⑩接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、すべての期間（搬入開始時～搬出完了時）において接触確認アプリ（COCOA）の稼働を促す。
- ⑪職員及び施設関係者の手洗い・手指消毒・健康状態の確認及び接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、稼働を徹底する。
ユニフォームや作業着はこまめに洗濯する。
- ⑫発熱者（37.5度以上）・体調不良者の入場防止のため、ロビー入口にサーモグラフィーカメラ（検温機）を配備する。また、各会場でも適宜検温作業をできるように非接触型体温計を配備する（無料貸出）。
- ⑬展示場共有部の椅子の座席間隔を空ける。

4 主催者に実施していただく感染予防対策

(1) 会場利用前（計画時）

- ①感染状況及び対策に関する的確な情報を把握する。
厚生労働省・宮城県・仙台市・業種別ガイドライン等を確認する。
- ②延期又は中止を判断する基準・プロセスを定めておく。
- ③感染症対策の責任者及び組織、役割分担を明確に定め施設側と共有する。
感染の疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号を運営マニュアル等に記載し関係者に共有し周知徹底を行う。
- ※新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）
「仙台市宮城県相談窓口」
- ・受付時間：24時間
 - ・電話番号：022-211-3883、022-211-2882
- ④3密回避計画を立てる（ソーシャルディスタンス・換気・入場制限）。
- ・会場の通路幅は3m以上を目安にし、消防法に準拠した計画を立てる。

- ⑤参加者に対し、マスク着用等の感染予防対策を行うようホームページ等により事前に周知・徹底する。
- ⑥次に該当する場合又は該当する方に対しては来場・入場を控えていただく等、国や自治体の方針や指示に従い計画し、安全を重視したルール作り、対応を検討・実施する。
- ・発熱（37.5度以上）又は体調不良の方
 - ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）への旅行・出張した方
 - ・入国やビザの発給制限のある国からの参加
- ⑦予定来場者数を事前に把握する。
- 催事への入場料や参加料が必要となる場合は、可能な限り事前決済となるよう準備する。当日支払うこととなる場合は、キャッシュレス決済の導入を検討する。
- ⑧来場者が退場する際は、一斉退場とならないよう計画を立てる。
- ⑨すべての来館者（来場者、自社及び外注先スタッフ等）が接触確認アプリ（COCO A）をインストールし、すべての期間（搬入開始時～搬出完了時）において接触確認アプリ（COCO A）が稼働するように徹底する（掲示物の準備や掲示方法等の検討）。
- ⑩出展者に対し、展示会終了後の大人数での打上げや会食については感染状況などを鑑み縮小・自粛を検討し、開催する場合は感染防止対策を講じた飲食店の利用を検討するよう注意喚起を行う。

（2）会場利用期間中（設営・開催・撤去）

- ①発熱者（37.5度以上）・体調不良者の入場を防ぐ。
- ・関係者（主催者及び出展者等）の検温作業、健康チェックを徹底する。
 - ・万が一感染が発生した場合に備え、来場者・関係者を含む全参加者の連絡先登録リスト（項目は「氏名・電話番号・メールアドレス・住所」を推奨）を作成し、個人情報の取扱いに十分注意の上、できるだけ長く（最低3週間以上）適正に保管・管理する。また、万一感染が発生した場合は保健所などの関係機関に提出できるよう準備を徹底する。
 - ・みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録及び接触確認アプリ（COCO A）のインストール及び稼働を要請する（入口付近に掲示）。
（感染者との接触通知アプリ等による来場者への連絡手段の確保を要請する）
 - ・会場内で発熱者・体調不良者が発見された時は、別室での隔離及び対応措置等を行う。
 - ・入場時に検温作業等を行い、発熱者は入場を控えていただく。

②衛生環境を維持する

- ・ 共用スペース以外のセミナー会場、商談会場、ステージ会場等に適切にアルコール消毒液を設置する。
- ・ 全参加者に対してマスク着用の原則義務化、目視確認と未着用者にマスク着用依頼の実施と予備マスクを準備する。
- ・ 会場内の定期的な消毒・清掃を行う。
- ・ 会場内で使用する貸出備品は利用期間中に適宜清拭消毒を行う。
- ・ 参加者へ手洗い、手指消毒励行等を館内放送や看板等で告知する。
- ・ 館内放送を活用し、大声での誘導、アナウンスを避ける。
- ・ 出展品等による接触感染防止のため、出展製品等の頻繁な消毒作業を行う。
- ・ 食品関係等の展示会で試食などを行う場合は、試食担当者はマスクと手袋を着用し、食器は使い捨てのものを利用し、ゴミは袋を必ず密閉した上で廃棄する。
また、試食時に来場者はマスクをはずすことになるため、試食担当者は飛沫感染を防ぐためフェイスシールドの着用を推奨する。
- ・ 当分の間、会場内での調理は極力避ける（1階展示場ではROOM-A～Dを使用することを推奨する）。
- ・ 共用スペースでの飲食は当分の間、飲料のみとする。また、展示場内で飲食の為の感染防止策を講じたエリア以外で飲食しないよう注意喚起する。
- ・ 来場者に対してお茶菓子など飲食物を提供することは極力控える。提供する場合は紙コップ等使い捨てのものを使用するかペットボトルなどで提供し、アクリル板などの遮蔽物を設置した商談テーブルで提供することを徹底する。ゴミは主催者または会場と調整し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し清掃会社に依頼し廃棄または主催者指定の場所に廃棄。自社スタッフが主催者控室等で飲食をする場合も同様とする。

③密閉を避ける

- ・ 会場内は定期的な換気（場所、方法、頻度）を行う。1時間に1回程度2か所以上を開放し換気を行う。

④密集させない

- ・ 混雑状況を常に監視し、利用人数の基準を守るとともに、その範囲内であってもソーシャルディスタンスを確保できないと思われる場合は入場制限を実施する。
- ・ 入館可能者数を設定する。
- ・ 集団での来場制限、人数・時間設定等を行う。
- ・ 密にならないための工夫を行う。たとえば日時指定予約の事前登録、整理券発行等を行う。

- ・各ブース内も同様に密にならないよう配慮する。
- ・来場者の整理はできるだけ2m（最低1m）を目安に間隔の確保を行う。
- ・フロアマーカ―等で間隔を空けた整列を行う。
- ・会議室や催事会場内でのセミナー会場または商談会等はできるだけ2m（最低1m）を目安に四方を空けた席の配置で十分な間隔を確保する。
- ・セミナー・シンポジウム・式典等は登壇者と聴講最前列の距離は飛沫到達距離である2m程度空け、登壇者もマスクをした上で講演することを推奨する。
- ・来場者に対して密にならないように貼紙等で明示する。
- ・各控室は密にならない様、工夫して利用する。
- ・搬入時の施工中の密防止や会期中、搬出時の密注意は必要に応じ館内アナウンスを繰り返し実施する。
- ・搬出時もアルコール消毒液を搬出入口などに設置し手洗いと手指消毒を励行する。

⑤密接させない

- ・握手等による直接の接触を避ける。
- ・対面距離や座席の配置を工夫する。ブース内も同様とする。
- ・受付など、参加者同士が対面する場にはアクリル板等の透明なパーテーションを置く等飛沫防止対策を行う。また、遮蔽物は火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源の近くには原則設置することは避け、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用するよう徹底する。
- ・飲食以外の物販やチケット販売については現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済の導入に努める。
- ・入場料等の形で来場者に課金する場合は、当日検温等の結果、入場を断る場合の返金規定を明示するよう努める。
- ・休憩スペース等、人が密接しないよう間隔を置いたスペース作りを工夫する。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しせず平積みかラック式の配架とする。

⑥飲食店・売店・休憩所・ラウンジにて行うべき対策

- ・主催者が会場内に飲食物の売店やラウンジを用意する場合、利用者が対面にならないような席の配置やテーブル上に区切りのパーテーション（アクリル板等）を設ける等工夫し、利用者同士の間隔ができるだけ2m（最低1m）程度開けるよう配慮して配置する。また、テーブルや椅子等は適宜消毒する。
遮蔽物は火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源の近くには原則設置することは避け、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用するよう徹底する。
- ・食器は可能な限り使い捨てのものを利用し、お盆やトレイを再利用する場合には、洗浄または消毒を実施する。

- ・販売スタッフのマスク等の着用と頻繁な手洗い・手指消毒実施を徹底する。
- ・設置が可能であれば、販売スタッフと客の間にビニールカーテンなどの遮蔽物を設置する。
- ・当日、支払いが発生する場合は可能な限りキャッシュレス決済を導入する。

⑦来場者に促すべき対策

- ・催事会場での商談は、極力事前に日時調整し後日WEB会議などオンラインも活用する等現地での商談の時間短縮を工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施する。
- ・当日の検温と体調の確認を来場前に行うように促し、発熱や体調不良があれば来場を自粛させる。
- ・会場ではマスク着用と頻繁な手洗い・手指消毒を実施し、密になり得る状況での長時間の商談は避ける。
※夏期については、厚生労働省の「熱中症予防行動のポイント」を参照すること。
- ・会場では大声で話すことは避け、出展者ともできるだけ2m（最低1m）を目安に間隔を確保するように努める。
- ・商談や訪問したブースについては可能なかぎり日時・相手先担当者等について記録することを推奨する。
- ・みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録と来場者の利用を強く促す。
（感染者との接触通知アプリ等による来場者への連絡手段確保を促す）
- ・接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、稼働を強く促す。

（3）その他

本ガイドラインの他、催事の内容に応じてそれぞれの業種別ガイドラインに沿った対策を講じる。

国・自治体から催事開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても催事開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。

付記

本ガイドラインは、一般社団法人日本展示会協会が策定した「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」を準用して策定しました。